

地方部インターネット利用拡充計画【ベトナム】

施策所管局課 国別開発協力第一課

評価年月日 平成 24 年 3 月

1 案件概要	
(1) 供与国名	ベトナム
(2) 案件名	地方部インターネット利用拡充計画
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日, 供与条件などを含む	<p>ホアビン省において, ブロードバンド・インターネット通信に必要な資機材の供与, 電子政府に係るコンテンツ及びアプリケーションの開発, 人材育成等を行うことにより, 地方部における情報アクセスの向上及び公共サービスの効率化を図り, 経済・社会発展や貧困削減等に寄与するもの。</p> <p>案件の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資機材調達</li> <li>・ 人材育成等</li> <li>・ コンサルティングサービス</li> </ul> <p>ア 閣議決定日 : 平成 19 年 3 月 30 日  イ 供与限度額 : 36.02 億円  ウ 金利 : 1.30%  エ 償還 (据置) 期間 : 30 (10) 年  オ 調達条件 : 一般アンタイド</p>
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会的ニーズの現状</p> <p>事業計画時 (18 年度 (2006 年度) ) , 平成 24 年 (2012 年) のホアビン省におけるインターネット利用率 (インターネット利用者 / 人口) を 10% に引き上げることを計画していた。</p> <p>依然として, 都市部と農村部との間の情報通信インフラの整備状況には格差が生じており, 地方部では行政職員でさえ必要な情報の取得が容易ではない状況であることから, 本件の社会的ニーズに関する大きな変化はないものと考えられる。</p>

	<p>イ 事業遅延に関する経緯・現状</p> <p>先方政府の省庁間の調整に時間を要したこと等により遅延が発生した。現在、コンサルタント雇用手続におけるプロポーザル評価の適切な実施を促進させることにより事業が進められている。</p>
<p>(2) 今後の対応方針</p>	<p>本件に関する社会的ニーズに変化は見らないため、事業を継続する。</p>
<p>3 政策評価を行う過程において使用した資料等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交換公文</li> <li>・ 外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (<a href="http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/anzen/zyoukyou.html">http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/anzen/zyoukyou.html</a>)</li> <li>・ 国際協力機構の案件検索 (<a href="http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php">http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php</a>)</li> <li>・ 国際協力機構のプレスリリース (<a href="http://www.jica.go.jp/press/index.html">http://www.jica.go.jp/press/index.html</a>)</li> <li>・ 国際協力機構の事業事前評価表 (<a href="http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html">http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html</a>)</li> <li>・ その他国際協力機構から提出された資料</li> </ul>